

住居等近隣の森林の他に、住民等が入林する可能性のある森林があるため、入林に伴う放射線のばく露について、考慮する必要がある。

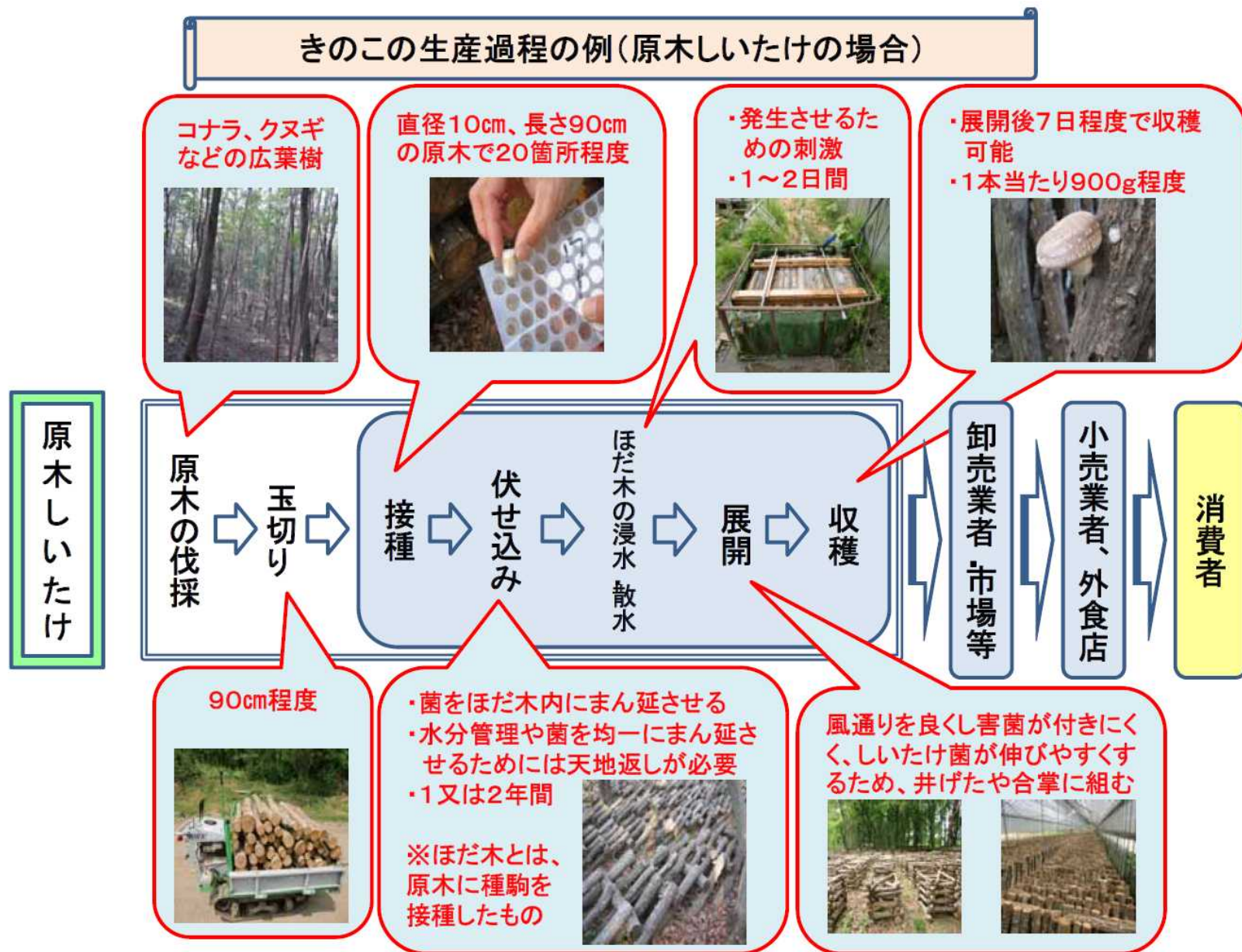
森林内での活動のうち、作業者が日常的に同一の場所で活動する場所(例：ほだ場)と、利用者(一般公衆)が一定期間同一の場所に滞在する場所(例：キャンプ場)に着目し、これらを対象とした検討を行う。

ほだ場の例



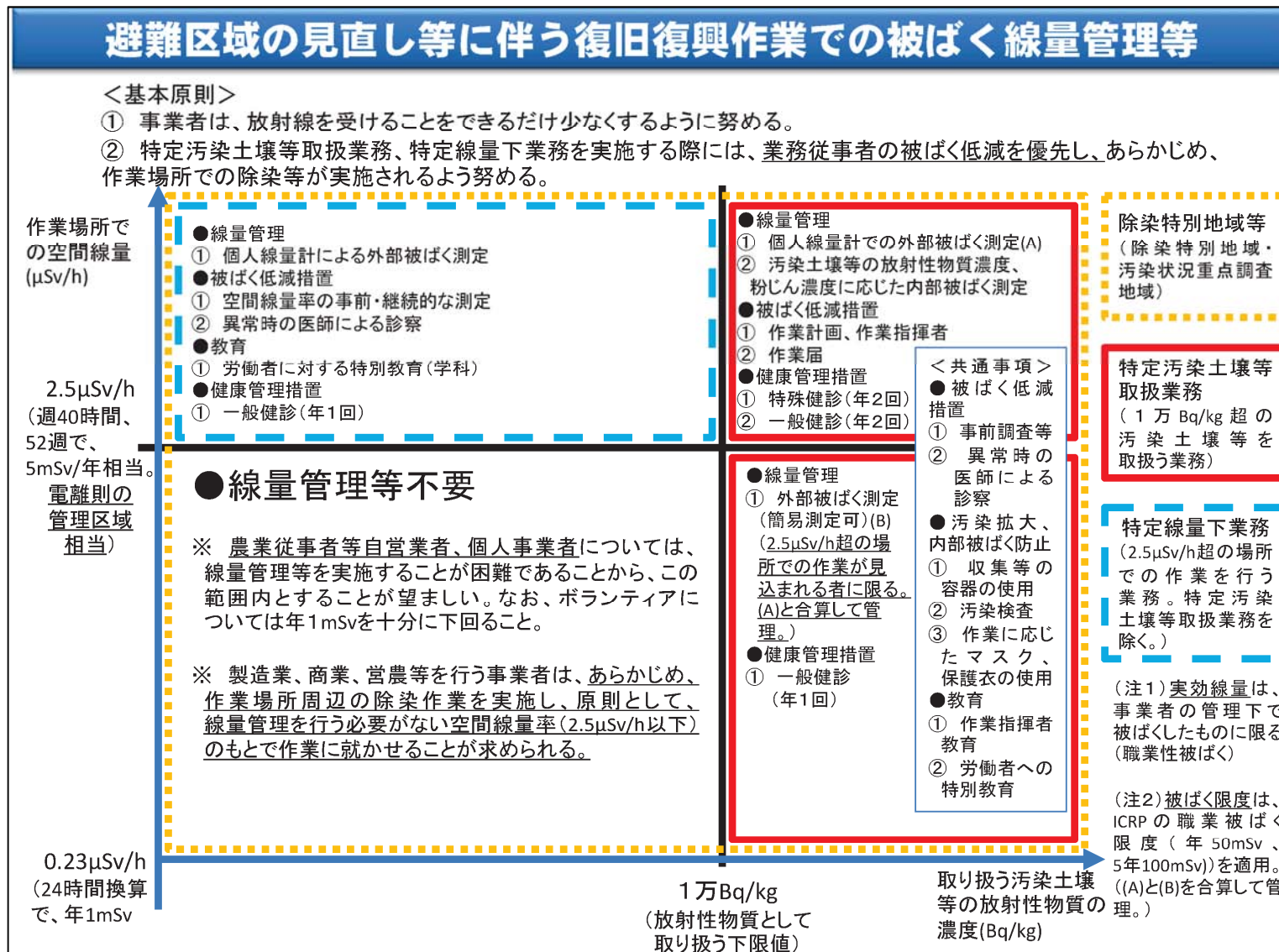
(写真) 林野庁HP: <http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/gap/pdf/gap1.pdf>

# ほだ場におけるきのこの生産過程(例)



# 改正除染電離則における被ばく線量管理の考え方

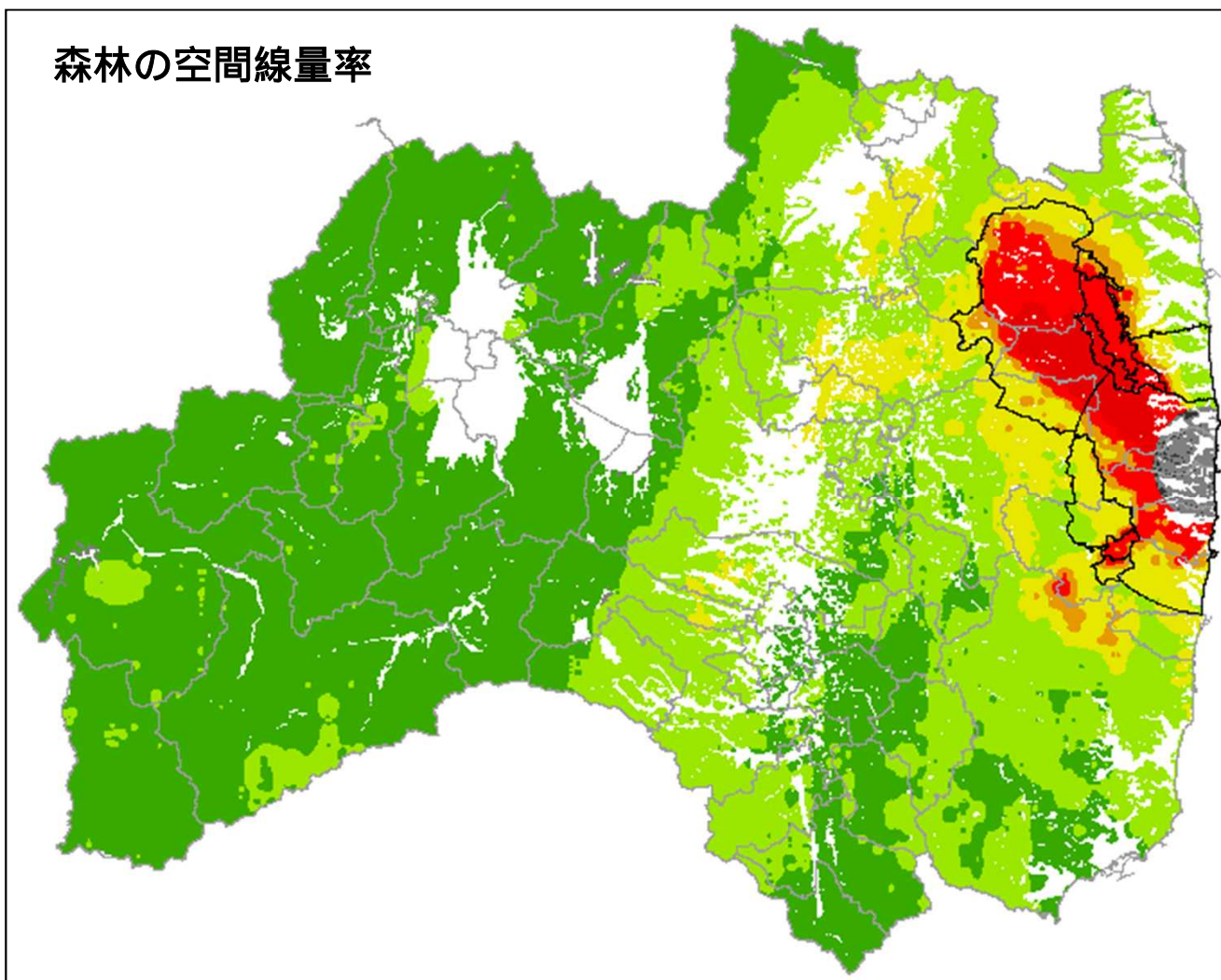
作業場所での空間線量が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下であり、かつ、取り扱う放射性物質が $1\text{万Bq/kg}$ 以下の場合は、除染電離則上の線量管理等が不要。



# 線量管理等が要不要となるほど場

線量管理等が必要となる空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を越える森林は主に除染特別地域となる。

森林の空間線量率



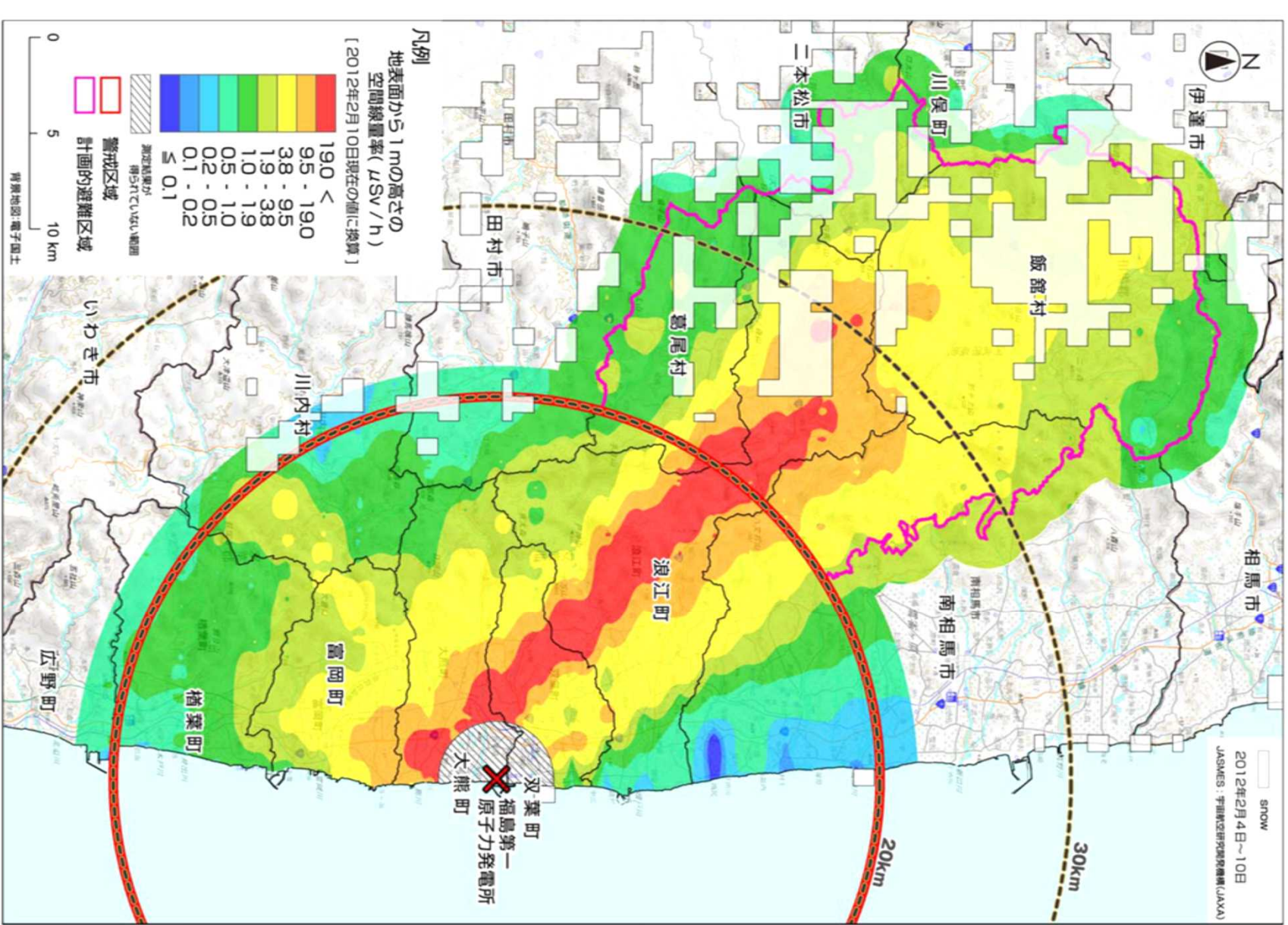
## 凡 例

- 国直轄地域
- 市町村境界
- 森林の空間線量区分
- 線量値なし
- $0\sim 0.23\mu\text{Sv/h}$
- $0.23\sim 0.99\mu\text{Sv/h}$
- $0.99\sim 2.5\mu\text{Sv/h}$
- $2.5\sim 3.8\mu\text{Sv/h}$
- $3.8\sim 9.5\mu\text{Sv/h}$
- $9.5\mu\text{Sv/h}$ 以上

・航空機モニタリング結果(平成23年9月18日換算値)を用いて作成  
・白い箇所は森林以外の土地利用

(参考：警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリングの結果)

警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリングの結果  
 (警戒区域及び計画的避難区域における地表面から1m高さの空間線量率)



・地表面から1mの高さの空間線量率

(資料)文部科学省、「警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリングの測定結果(平成24年2月)

# レクリエーション施設(施設の種類)

森林のレクリエーション施設として、例えば、キャンプ場やフィールドアスレチックなどがある。

## キャンプ場



(資料)環境省HP：  
<http://www.env.go.jp/park/ashizuri/guide/institution.html>

## フィールドアスレチック



(資料)国営武蔵丘陵森林公園HP：  
<http://www.shinrin-koen.go.jp/news/2012/05/vol5.html>

## ビジターセンター



(資料)環境省HP：<http://kyushu.env.go.jp/nature/tyojyabaru/>

## 林間学校用施設



(資料)国立信州高遠青少年自然の家HP：  
<http://takato.niye.go.jp/info/syukuhakutou.html>

# レクリエーション施設(ばく露評価の考え方)

キャンプ場やフィールドアスレチックなど、一定期間にわたり同一の場所に滞在する可能性のある森林は、除染の必要性が高いと言えるのではないか。

ほだ場と異なり、レクリエーション施設には、利用者(一般公衆)として入林する場合と、作業者として入林する場合がある。

利用者は、作業者よりも入林時間は少なくなる。

仮に、毎週末同一のキャンプ施設に宿泊したとしても、1248時間(=24時間×52週、1泊2日)

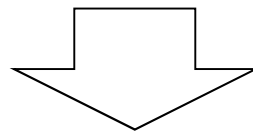
作業者の場合は、概ね2000時間程度(=8時間×5日×52週)

作業者は、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場所であれば線量管理等不要。

改正「除染電離則」(平成24年7月1日施行)

平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所で行う除染等業務以外の業務(特定線量下業務)を新たに「除染電離則」の適用対象。

特に子どもは、放射線影響の感受性が高い。



レクリエーション施設については、作業者と利用者の場合でばく露評価を分け、子どもの利用の程度や、施設の利用の見通し等に応じて、除染の実施を総合的に検討すべきではないか。